

議案第17号

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定によ
り、本議会の議決を求める。

平成9年3月10日

三朝町長 安田 真一郎

平成9年3月21日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例
三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成7年三朝町条例第
22号）の一部を次のとおり改正する。

第6条に次の1号を加える。

(3) 前号に掲げる者のほか、同居親族がない入居者の居住の用に供する賃貸住
宅については、同居親族がない者であって、町長が定める基準に該当する者
（所得が町長の定める基準に該当する者に限る。）

第18条に次の2項を加える。

2 町長は、前項に掲げる費用のうち入居者の共通の利益を図るため必要と認め
られるものについては、共益費として入居者から徴収することができる。

3 共益費の徴収及び納付については、別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第11条関係）

1 第6条第1号の居住の用に供するもの

建設年度	名称	所在地	戸数	構造別	家賃月額 (円)
平成6年度	天神団地	三朝町大字森 一真田 字上天神谷	4戸	木造瓦葺き 2階建て	59,000
平成7年度	天神団地	三朝町大字森 字上天神谷	4戸	木造瓦葺き 2階建て	59,000

2 第6条第3号の居住の用に供するもの

建設年度	名称	所在地	戸数	構造別	家賃月額 (円)
平成8年度	三朝団地	三朝町大字三 朝字塚田	4戸	木造瓦葺き 2階建て	40,000

附則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。